

◎新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金条例の一部を改正する条例（条例第29号）

- 1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金条例の有効期限を令和9年3月31日まで延期することとした。（附則第2項関係）
- 2 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第1条関係）
- 3 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県県税条例の一部を改正する条例（条例第30号）

- 1 東日本大震災に係る復興整備事業における被災関連市町村との交換による土地の取得に係る不動産取得税の免除の特例措置の期間を令和8年3月31日まで延長するとともに、併せて所要の整備をすることとした。（附則第23条の4関係）
- 2 東日本大震災に係る復興整備事業における被収用不動産等の代替不動産の取得に係る不動産取得税の減免の特例措置の期間を令和8年3月31日まで延長することとした。（附則第23条の5関係）
- 3 施行期日
この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用することとした。（附則関係）

◎過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第31号）

- 1 県税の課税免除の適用対象となる区域、事業の範囲等を改めることとした。（第1条、第2条関係）
- 2 県税の課税免除の適用対象となる製造業等の用に供する設備の取得等の期限を令和6年3月31日（現行令和3年3月31日）まで延長することとした。（第2条関係）
- 3 その他所要の改正をすることとした。（題名、第2条関係）
- 4 施行期日等
 - （1） この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第1項関係）
 - （2） 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項～第4項関係）

◎地域経済牽引事業の促進区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第32号）

- 1 県税の課税免除の適用対象となる地域経済牽引事業のための施設の設置の期限を令和5年3月31日までに改めることとした。（第2条関係）
- 2 その他所要の整備をすることとした。（第2条関係）
- 3 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第33号）

- 1 県税の課税免除の適用対象となる区域を改めることとした。（第1条、第2条関係）
- 2 県税の課税免除の適用対象となる対象施設等の新設又は増設の期限及び指定事業者又は指定法人の指定に係る期限を令和6年3月31日（現行平成33年3月31日）まで延長することとした。（第2条関係）
- 3 その他所要の改正をすることとした。（題名、第2条関係）
- 4 施行期日等
 - （1） この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用することとした。（附則第1項関係）
 - （2） 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項～第5項関係）

◎地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例（条例第34号）

- 1 租税特別措置法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第2条関係）
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎一般職の職員の特務手当に関する条例及びみんなで行く防災活動促進条例の一部を改正する条例（条例第35号）

- 1 災害対策基本法の一部改正に伴い、次に掲げる条例について所要の整備をすることとした。

(1) 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（第1条関係）

(2) みんなで取り組む防災活動促進条例（第2条関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎平泉世界遺産ガイドランスセンター条例（条例第36号）

1 平泉世界遺産ガイドランスセンター（以下「センター」という。）の設置について定めることとした。（第1条関係）

2 センターに係る指定管理者による管理について定めることとした。（第2条関係）

3 センターに係る指定管理者が行う業務の範囲について定めることとした。（第3条関係）

4 センターにおける行為の許可について定めることとした。（第4条関係）

5 センターにおける行為の禁止について定めることとした。（第5条関係）

6 許可の取消し等について定めることとした。（第6条関係）

7 センターの施設、設備又は資料を汚損等した場合の損害賠償等について定めることとした。（第7条関係）

8 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定めることとした。（第8条関係）

9 施行期日等

(1) この条例は、規則で定める日から施行することとした。ただし、2、3及び6（第6条第2項関係に限る。）は、令和5年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

(3) 柳之御所史跡公園条例の一部を改正することとした。（附則第3項関係）

◎母子福祉資金貸付金及び父子福祉資金貸付金の償還の免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第37号）

1 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第2条関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第38号）

1 緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の有効期限を令和8年3月31日まで延期することとした。（附則第2項関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例（条例第39号）

1 交通安全施設に自動運行補助施設を加えることとした。（第34条関係）

2 歩行者利便増進道路の基準を定めることとした。（第45条の2関係）

3 その他所要の整備をすることとした。（目次、第47条関係）

4 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎県立都市公園条例の一部を改正する条例（条例第40号）

1 県立都市公園条例の一部改正

(1) 岩手県立高田松原津波復興祈念公園の会議室を有料公園施設とすることとした。（別表第1関係）

(2) 岩手県立高田松原津波復興祈念公園の会議室の使用料の額を定めることとした。（別表第3関係）

2 県立都市公園条例の一部改正

(1) 岩手県立高田松原津波復興祈念公園の管理を指定管理者に行わせることとした。（第21条関係）

(2) 岩手県立高田松原津波復興祈念公園の指定管理者が行う業務の範囲について定めることとした。（第22条関係）

(3) その他所要の改正をすることとした。（別表第3関係）

3 施行期日等

(1) この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。ただし、1は規則で定める日から、(2)は公布の日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 準備行為について定めることとした。(附則第2項、第3項関係)

◎流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第41号)

1 下水道法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(第6条、第7条関係)

2 施行期日

この条例は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。(附則関係)